

## 同好会補助金支給細則

### 1. 手続き

- ①補助金の申請にあたっては、見積書・請求書もしくは領収書を添付した所定の申請書を学生サービスセンターに提出する。
- ②申請時、3ヶ月以上経過した領収書は対象外とする。

### 2. 補助金支給額の基準

以下の補助金は、原則交通費・宿泊・飲食に関する費用は対象外とする。その他の費用も内容を吟味し、個人に帰属すると思われる申請は認めない場合もある。

#### ①運営費

原則として年間5万円を上限として支給する。

#### ②対外的な公式行事への参加費等

同好会からの申請にもとづき、特に活動上必要と認められる場合には、20万円を上限とし支給の是非および支給金額について検討のうえ支給する。

#### ③その他学校長が特に認めたもの

同好会からの申請にもとづき、支給の是非および支給金額について、その都度検討のうえ支給する。

### 附則

1. この同好会補助金支給細則は平成14年4月1日より施行する。
2. この同好会補助金支給細則は平成15年4月1日より施行する。
3. この同好会補助金支給細則は平成26年4月1日より施行する。

以 上